

計量制度見直しの概要
官民の力を結集して安全・安心と経済活性化に資する計量制度へ

平成 18 年 8 月

1. 計量トレーサビリティの拡充

(1) 問題の所在

計量トレーサビリティ制度(平成4年創設)が定着し、産業(モノ作り)、環境計測、医療診断、食品安全確認等向けの需要が増えている。しかし、計量標準が足りないため、計量トレーサビリティがとれる計量単位の種類が需要に比べて極めて足りない。

計量の校正事業者(計量トレーサビリティを確認する民間企業)が足りない。

(2) 対応方針

計量標準を拡充するため指定計量標準制度を導入(海外、民間の計量標準を活用)、校正事業者を認定する機関を民間開放する(指定登録事業者登録機関制度の導入)。

2. 計量証明事業者等の信頼性確保

(1) 問題の所在

計量証明事業者は、法制度で認められた計量の専門機関として、企業や自治体から信頼されて計測を依頼されている。しかし、昨年、ダイオキシン濃度の計量証明を行う特定計量証明事業者が計量証明書を偽造した事案が明らかになった。初の行政処分(認定取消し)を行ったものの、現行の計量法に本事案に係る罰則はない。

一部の計量証明事業者の能力に問題があり、企業、自治体の発注者の選択が難しい。

(2) 対応方針

計量法に基づく証明書の偽造に係る罰則を創設する。

計量法に基づく制度に、可能な限り ISO/IEC の管理基準を導入する。

ISO/IEC17025(試験所認定制度の基準)を満たした計量証明事業である特定計量証明事業の取得可能範囲を拡充し、発注者の選択肢を増やす。

3. 計量器の規制の見直し

(1) 問題の所在

適正な計量の実施を確保するため、特定の計量器については、検定等の規制を課している。これらの規制を時代の経過とともに見直す必要がある。

前回の規制の見直しは平成4年であり、10年以上経過して、課題が出てきている。

(2) 対応方針

指定製造事業者の製造する特定計量器については、現在、新品にしか認められていない自主検定等を、同事業者が修理した修理品についても自主検定等を認める。

家庭用計量器制度(ヘルスメーター等)を廃止する。また、自主的品質管理の助けとするため JIS 等を整備することを検討する。

特殊容器制度(「正」標章を付す一升瓶等を、指定製造者のみが製造して良いとする制度)を廃止し、商品量目規制(政令で定める密封した商品は、一定の誤差内の重さでなければならない)に係らしめる。

その他 政令で定められている特定計量器を見直す。